

倫理委員会規程

(設置目的と位置付け)

第 1 条 倫理委員会（以下委員会という）は、市民後見ひょうごの組織としての行動や判断が、「市民後見ひょうご倫理綱領」並びに「市民後見ひょうご倫理規程」で定めた社会規範から逸脱するリスクを防ぐために設置する。

2 委員会は監事（会）の諮問機関とする。

(委員会の構成)

第 2 条 委員会は監事（監事全員が就任、内 1 名が議長となる）、理事長（理事を代表する）、事務局長（事務局を代表する）、一般会員 3 名（一般会員を代表する）で構成する。

2 会員は総会で指名し、任期は 2 年とする。

(委員会の招集)

第 3 条 理事会が審議を予定する議案について、社会規範に抵触する可能性を懸念する理事もしくは監事の計 2 名以上の要請に基づき議長が招集する。

2 「会員向け目安箱（メールボックス）」に投稿された内容への対応として、代表監事と事務局長が要請した場合に議長が招集する。

(委員会の運営)

第 4 条 委員会に欠席者がいる場合は、議長にて欠席者が代表するグループの中から臨時の委員を指名する。臨時委員の選任については総会への報告は要しない。

2 委員会の決議は全員一致を原則とするが、止むを得ない場合は多数決で決議する。決議が同数の場合は、議長の判断に委ねる。

(委員会の審議の扱い)

第 5 条 委員会は審議の経緯と結論を理事会に報告し、理事会は委員会の結論を尊重して審議を行う。

附 則

1 この規程は、2020 年（令和 2 年）8 月 24 日の理事会で議決し施行する。

令和 2 年 8 月 24 日

会員向け目安箱（メールボックス）の設置について

- 1 会員の意見および質問を聴くために、会員専用の目安箱（メールボックス）を設置する。
- 2 投稿の管理は代表監事が行う。
- 3 管理者は投稿を受け付けた時は、速やかに内容を事務局に回付し、事務局長と対応の要否を協議する。
- 4 事務局は投稿に対する回答内容または対応の方針を、投稿者と管理者に連絡する。

(職務)

第15条

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。
- (6) 理事會及び総会に出席して意見を述べること。
- (7) 要請に応じて監事の諮問機関としての倫理委員会を招集すること。（改定予定）

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は理事会に出席することが出来る。

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。